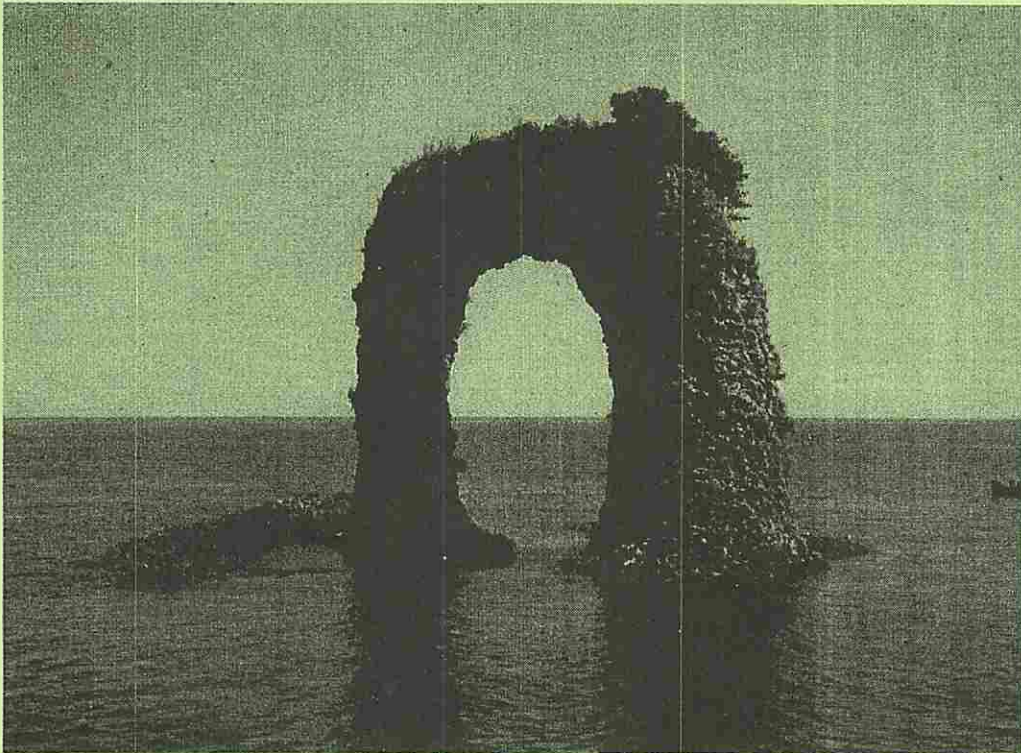


第35回北海道公立学校事務長研究協議会檜山支部研究発表

町立移管業務について



発表者 事務長会檜山支部
北海道奥尻高等学校 中西 雄一

町立移管業務について

1 檜山研究発表の趣旨

檜山支部では「町立移管業務について」研究発表いたします。奥尻高校は今年の4月に道立高校から町立高校に移管しました。話によると高校の道立から町立への移管は初めてだそうです。極めてレアなケースではありますが、移管業務をどのように進めていったのか振り返ることは、私たちの日常業務の見直しにも資するのではないかと考え、これを檜山支部として研究協議のテーマとしました。

なお、今回の奥尻高校の町立移管作業は短期間で進めてきたこともあり、今後、他の市町村で移管が実施される場合は事務処理スケジュール・内容や局担当者等も変わることが想定されますので、直接的な参考資料では無いことをご容赦願います。

2 奥尻高校が町立移管した経緯

H27.6.2 教育委員会 新しい高校づくり推進室長説明から〈抜粋〉

奥尻町では、平成24年に「奥尻町立小・中学校適正配置計画」を策定し、その中で、町内の2つの中学校を平成29年を目途に統合すること、また、中高の連携交流を一層進める観点から新しい中学校はできる限り奥尻高校に近い場所に新設するという方針を示しています。

町では、配置計画に関する地元説明会などでの意見を踏まえて、平成24年以降、新設する中学校について奥尻高校の校舎の一部を活用する方策も含めて検討を進めてきました。

こうした中、この度、町から道教委に対して、中高より一層連携した教育活動を展開することや、島の子供たちが島に居住しながら、より地域に密着した特色ある高校教育を受けられる環境を整備するという観点から、奥尻高校の町立移管の要望がありましたことから、その趣旨も踏まえ、平成28年度から奥尻高校を町に移管使用とするものです。

3 道における支援の考え方

- ・ 当面存続が必要と判断している道立高校の市町村への移管は今回が初めての事例であり、移管後も道立高校と同等の教育環境を維持することは極めて重要。
- ・ 今回、奥尻町は、財政的な負担を前提にしつつも、将来的にも島の教育環境を維持したいという大きな判断をしたものであり、北海道として、できる限りその取組みを支援していく必要がある。

4 道による奥尻高等学校支援策

- ① 施設や物品等の無償譲与
土地、建物、工作物、備品、薬品について、無償譲与となっています。
- ② 人的支援
現在、奥尻高校職員の内、教員(2名)、事務(1名)が道からの派遣職員となっています
※移管当初は、業務が増えることが見込まれるために円滑な移管実施のため、措置されています。
- ③ 施設等支援
移管に伴い実施する施設・設備改修、備品購入等に対する支援です。今後、執行される予定です。

5 町立移管事務を^{迅速}延滞なく進めるために

初めて町立移管業務に携わることになり、事務室としては何をどうしたらよいのか分からず、檜山教育局の担当者と連絡を取り、別紙の奥尻高等学校町立移管に係る事務処理状況一覧で確認しながら仕事を進めてきました。

項目は、別紙資料のとおりとなっています。

<資 料>

- | | |
|--|---------|
| ・ 道立奥尻高校の町立移管に係る道の支援状況等について
(H28.4.20 抜粋) | P 2 |
| ・ 奥尻高等学校町立移管に係る事務処理状況 | P 3 ~ 8 |
| ・ 奥尻高校町立移管業務年間スケジュール(概略) | P 9 |

奥尻高等学校町立移管に係る事務処理状況

(平成28年1月現在)

区 分	項 目	現 状・課 題	処 理 状 況(予 定)	時 期・期 限	担 当	本庁担当
設置・廃止	認可申請（高校新設）	町は、「学校設置認可申請書」を設置の4ヶ月前までに道教委に提出する。	申請書提出済み（11/25付け）奥尻町立学校設置条例改正案可決済（9/16）	11/末まで	町教委 高校 地域政策	高校教育課 高校制度G
校舎等	既存施設の無償譲与	高校から教育局への所属替及び用途廃止手続きを行う（財産処分前に行う）。	・用途廃止・高校は、1/下旬までに局を通じて本庁へ用途 廃止承認申請書等を提出する。 ・所属替・支援室は、高校に協議書を送付し、高校は支援室へ回答書を送付する。 ・支援室は、本庁へ所属替承認申請書等を提出する。	1/下旬2/中旬	高校支援室	施設施設企画G
		・町長は、道教委教育長あて申請書を提出する。 ・町長と道教委教育長は、譲渡契約を行う。	・町教委は、施設課の連絡（2月～予定 雛形送付）を受けた後、申請書類を作成する。	2月～申請書提出 ～3月契約締結	町教委施設課 地域政策	
公宅	無償譲与（改修予定の公宅を除く）＊共済住宅の繰上償還、H28.4月～一部改修工事の完了後、全公宅を譲与する。	高校から教育局への所属替を行う。	・支援室は、高校に協議書を送付し、高校は支援室へ回答書を送付する。 ・支援室は、本庁へ所属替承認申請書等を提出する。	2/中旬	高校支援室	施設施設企画G
		高校は、局を経由して用途廃止手続きを行う（財産処分前に行う）。 ・町長は、道教委教育長あて申請書を提出する。 ・町長と道教委教育長は、譲渡契約を行う。	・高校は、局を通じて本庁へ用途廃止承認申請書等を提出する。 ・町教委は、施設課の連絡を受けた後、申請書類を作成する。	～6月頃	町教委施設課 地域政策	
		・譲与までの期間は、特例により道施設への入居を認める（公宅料は道へ納入）。	・H28.4～譲与までは教育局管理 ・公宅料の納入事務は支援室が行う見通し。納付書にて納入する。	4月～	支援室 高校	
施設改修	自動火災報知設備受信機取替	・同時発報する。	・現複合機をそのまま使用し、故障箇所の機能のみ搭載した受信機を設置する。 ・教育局が契約	1/14完了	支援室	施設課 建築保全G
	プール上屋鉄骨塗装	・内壁を含め補修する。 ※シートはH25購入済	・施設課が契約 ・工期12/8～2/6	2月	支援室	
	柔剣道場外装補修	モルタルの剥離	・高校が契約 ・工期～12/15	12/15完了	高校	
	公宅浴室改修	・譲渡する施設のうち改修する箇所については、予算内で工事をする。 →公宅4戸の浴室をユニットバス化	・支援室が契約（工期60日以内） ・H28.4月～見積合せ、工事実施	工期～6月	支援室	
物 品	無償譲与	・原則、全ての物品を無償譲与 ・高校から教育局へ管理換え ・町長から局長へ譲与申請 ・町長と局長が譲与契約締結	・トータルシステムへの登録は省略可（決算会計G確認済） ＊物品一覧表9/29推進室あて提出 ＊理科薬品も一般物品と同様に扱う	～3月	支援室 高校	総務課決算会計G
	譲与前に手続きが必要な物品	・国庫補助により整備した物品及び産振物品について、50万円以上で処分制限期間内のものがある場合は高校課へ報告。 ・本庁経由で国への報告を行う。	・該当する物品なし（本庁報告済）		高校支援室	高校教育課 高校予算G

区 分	項 目	現 状・課 題	処 理 状 況(予 定)	時 期・期 限	担 当	本庁担当
契約等	土地借上（校舎用給水管敷設）	・国（財務省）と校長が契約（H27.4月～H30.3月） ・高校は変更契約を行う。 ・町は新規契約を行う。	・平成27年4月に高校から財務省へ連絡済み ・9/8町へ契約内容情報提供	～3月	高校 町教委 地域政策	
		・奥尻町と校長が無償契約（2件） ①S62.5～不要となる日まで ②H27.4～H28.3.末	・町は、必要な事務処理を行う。	～3月	高校 町教委 地域政策	
	その他契約		・7月 H27契約一覧を町へ情報提供（清掃業務、浄化槽管理業務、飲用貯水槽清掃、学校環境衛生検査、除雪業務外） ・町においてH28.4月～契約する。	～3月	町教委 高校 支援室	高校教育課 高校予算G
	電気・水道・LPG・電話等	・電話について、高校は利用停止後に道へ報告しなければならない。	・高校は、利用停止手続きを行う。 ・町は、利用開始手続きを行う。 ・電話について、高校はNTTへの利用停止の届出後、高校教育課長へ報告する（支援室経由）。	～3月	高校 町教委 支援室	
	NTT電話加入権の取扱	町が新たに取得する電話番号を高校の現在の番号と同一にしたい場合は、NTTとの協議を要する。	町からNTTへ連絡・協議する。	早期に進めること	地域政策	
	土地（校舎敷地）使用許可	・北電：電柱1本、支線2本（年間収入4,500円（道の場合）） ・セコム：機械警備に係る警報装置 ・奥尻町：①防災用戸別受信機及び緊急時連絡用無線機②緊急時防災連絡用非常用電源装置 ・（株）東洋実業：ボイラー業務員常駐場所	・2月支援室は、各相手方に行政財産返還届の提出について連絡する。 ・町は、北電、セコム、東洋実業と連絡の上、町の定める期日までに申請書類を提出させる。	2月～	支援室 町教委	—
	建物使用料	・町の特設公衆電話（防災用：町が主な公共施設等に設置しているもの）	・移管時に返却する（そのまま残す）。 ・町において必要な手続きを行う。	適宜	町教委 高校	—
徴収事務	授業料	・道はHBAと契約（全道立高校分） ・町は取扱方法について検討	・道（高校教育課）は、奥尻高校をシステムから外す手続きをする。 ・町は、納付書を発行し収納する。 ※9/16町議会により授業料等条例案可決	～3月	町教委 高校 地域政策	高校教育課 高校予算G
	スポーツ振興センター災害給付金	・新設校生徒の災害共済給付契約	・2月 センターから各自治体へ照会 ・道（生徒指導・学校安全G）は、センターへ奥尻高校廃止の報告をする。 ・町は、センターへ奥尻高校設置の報告をする。 ・町は、自治体負担掛金の予算を確保する。（取扱は小中と同じ） ※請求時の所属校が窓口となる（年度末に発生した事故等について4月に請求する場合は町教委が対応）。	2月	町教委 地域政策	生徒指導 学校安全G
	その他収入	- 町へ情報提供する - 行政財産使用料（北電） - 委託電話料収入 - 太陽光システム電気売払収入（北電）	・2～3月 高校は北電及びNTTへ連絡する。 ・高校から町へ内容等について情報提供する。 ・町は、北電及びNTTと連絡し必要な事務を行う。	適宜	高校 町教委 地域政策	施設課 施設企画G

区 分	項 目	現 状・課 題	処 理 状 況(予 定)	時 期・期 限	担 当	本庁担当
ネット環境の整備等	HPの作成	・町は、町立奥尻高校のHPを作成する。 ・道立奥尻高と町立奥尻高のHPが同時に開設されないよう留意（その場合は混乱を避けるように留意）。	・道立奥尻高のHPはH28.3.31まで開設 ・高校の希望により道立奥尻高校のHPはH29.3.31まで開設する。 ・町立奥尻高のHPはH28.4.1開設予定 *H28.3月入選の募集案内は町HPで実施（高校HPからリンク）	～3月	町教委 高校 地域政策	情セン
	ウイルス対策	現行の対策ソフトはスクールネットを介し設置しているため、アンインストールすることになる。	・町は、新規契約等により整備する。 ・道は、町の整備時期と合わせて道側の工事を行う（3/下旬が望ましい）。 ※工事日程早期に確定する（両者の日程折り合わせ）（道側工事は現地作業なし） ・高校は、町へネットワーク図面等を情報提供する ・町は、NEC（スクールネット整備受託者）から情報を入手し事務を進める。 ・地域政策は、工事日程確認し次第、道研事業課あて報告する。	～3月 *工事日程早期に確定を	町教委 高校 地域政策	情セン 道研事業課
	ネット回線利用契約 （道：打切 町：新規契約）	校務支援システムの契約をする場合、町からネットワーク整備を受注する業者がHARPと連携して整備することになる。 *回線は現行のもの使用可能				
	ナットルーター （アドレス変換機器）の整備	・現行のものはスクールネットによる設置のため、3月下旬に取り外し ・町が整備する時期に合わせて行う ・町の工事日程の早期把握が必要				
就学支援金・奨学給付金	就学支援金	・H26は第1学年全員対象 ・認定業務は本庁が行う ・高校が行う事務はH27と同様	・町教委が行う事務処理について、1月以降に高校教育課から町へ連絡する。 ・事務処理については、引き続き高校で行い、町教委へ提出する。	1～3月	町教委 高校 支援室	高校教育 課 学校制度G
	奨学給付金	・H26は1名のみ対象 ・認定業務は本庁が行う ・高校が行う事務はH27と同様	・事務処理については、引き続き高校で行い、町教委へ提出する。	～3月	町教委 高校 教育支援係	
文書の保存	道立奥尻高校が保存している文書の取扱	・町立奥尻高校は、道立奥尻高校が保存している文書を、道が定める保存年限までの間保管し、保存年限超過後に廃棄する。 ・会計関係書類や人事・服務関係書類で、後年度の事務処理に必要なことが想定されるものについては局が保管する。	・道と町とが「諸証明の発行」及び「文書の保存」について委託契約（または協定）を締結する見通し（学校制度Gにおいて検討される） ・局の保管とするべき書類については、高校が選別し、高校から局へ管理換える。 ・早期に数量を把握する（託送所要額把握）。	～3月	町教委 高校 支援室	高校教育 課 学校制度G
ALT派遣	町立高校へのALT派遣	・移管後も、局のALTの派遣は可能か。 ・可能であるとした場合の旅費の取扱	・原則として道立高校へ派遣するもの。 ・本務に影響のない範囲で個別の要請に応じた派遣は可能 ・旅費は町負担となる（町予算確保）。		総務係 高校班 町教委 地域政策	高校教育 課
町への支援策		道教委は、特色ある学校づくりの推進のため、町が実施する各種施策を支援する。	・土地・校舎・物品等の無償譲与 ・H28 道単加配相当分を加配 3名 ・施設・設備改修、備品購入に係る支援 ※基金造成に対する補助	1月～	高校班 町教委 地域政策	新しい高 校づくり 推進室高 校配置G

項目名		平成27年度												平成28年度												全年度(両年度)				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
投資・損失	固定資産	土地取得費																											土地取得費	
	建物取得費																												建物取得費	
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
固定資産	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
固定資産	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
固定資産	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
固定資産	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
固定資産	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
固定資産	建物																											建物		
	器具・備品																											器具・備品		
減価償却	建物																											建物		
	器具・備品																													